

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例（平成2年東大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第11条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置をいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成30年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第11条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置をいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体(同法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。))が組み込まれたものに限る。)を使用し</p>

用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体(同法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれたものに限る。)を使用して、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。

て、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。